

世界の通貨で、かしこく着実に 資産運用ができます



積立利率変動型一時払終身保険（米ドル保険料建 15）
積立利率変動型一時払終身保険（豪ドル保険料建 15）
積立金定期支払特約（15） 円建終身保険移行特約（15）



USドル建

豪ドル建



ご契約前に必ずご確認ください。

詳しくは9ページへ

- ・この保険は外貨建であり、為替リスクがあります。
- ・所定の費用・手数料がかかります。
- ・解約返戻金が一時払保険料を下回る場合があり、損失が生じるおそれがあります。

サニーガーデンEX は、世界の通貨で、かしこく着実に資産運用できる終身保険です。

契約時に払い込みいただく保険料(一時払保険料相当額)は、**積立金として運用**され、**初年度から運用成果が期待**できます。
選べる2つの通貨(USDドル・豪ドル)と3つのコースで着実に資産運用できます。

つかえる

定期支払コース 目標設定付定期支払コース

運用成果は定期支払金として、翌年度から**毎年あなたが受け取る**ことができます。
「家族旅行」や「大切な方へのプレゼント」など、**使いみちはあなたの自由**です。

ふやせる

積立金増加コース 目標設定付定期支払コース

将来のために**運用成果の全額(*1)または一部(*2)を積み立て、資産をふやす**こともできます。

*1 積立金増加コース *2 目標設定付定期支払コース

保険だから安心

「相続」に備える

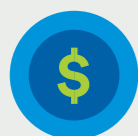
定期支払コース 目標設定付定期支払コース 積立金増加コース

万一の場合の保障は、運用通貨建で一時払保険料相当額を最低保証しますので、**計画的に相続対策**ができます。
死亡保険金の非課税枠を活用することで、**相続税を軽減する効果も期待**できます。



だから、毎年の記念日にあなたの大切な人へ
プレゼントを贈ることができます。

選べる2つの通貨



USDドル

世界の
基軸通貨



豪ドル

豊かな国土が
育む好金利

選べる3つのコース

定期支払コース

詳しくは 3・4ページ

計画的に運用して、ふえた分を**毎年自分で使える**
バリュータイプ

目標設定付
定期支払コース

詳しくは 5・6ページ

毎年自分で使う分と、**将来のための資産運用を両立**
し、円建での資産確保を目指すハイブリッドタイプ

積立金増加コース

詳しくは 5・6ページ

ふえた分を使わずに、**より大きな運用成果を目指す**
ストックタイプ

Contents

「外貨を味方」にする2つのポイント	3・4ページ
定期支払コースのしくみ	3・4ページ
目標設定付定期支払コース・積立金増加コースのしくみ	5・6ページ
定期支払金・目標設定・円建終身保険について	7・8ページ
ご注意いただきたいポイント	9ページ
生命保険を活用した相続対策	10ページ
Q&A	11・12ページ
ご契約後のサービス Metlife Club	13・14ページ

「外貨を味方」にする2つのポイント・定期支払コース のしくみ

「USDドル」「豪ドル」から運用通貨を選べます。

「外貨を味方」にする2つのポイント

ポイント
1

円建と比べて好金利が期待できます。
円建よりも比較的**高い金利**を享受した積立利率で、**効率的に資産をふやす**ことができます。

ポイント
2

通貨分散ができます。
円のほかに**外貨を保有して資産を分散させておく**ことで、円の資産価値が下がった場合にも、**目減りするリスクを低減させる**ことができます。

つかえる／ふやせる／「相続」に備える ニーズに合わせて3つのコースをご用意しております。

定期支払コース

積立金定期支払特約(15)を付加したコースです

計画的に運用して、ふえた分を毎年自分で使えるバリュータイプ

ふえた分をずっと受け取ることができます。

ご契約の1年後から生涯(*)にわたってお受け取りいただけます。

*契約者と被保険者が異なる場合は、被保険者が生存している間

あなたと大切なご家族のための定期収入として、ずっと使い続けることができます。

減らさずにのこすことができます。

死亡保険金は、運用通貨建で一時払保険料相当額が最低保証されています。

大切なご家族のために資産を減らさずにのこすことができます。

定期支払金のお受け取り $\text{定期支払額} = \text{基本保険金額} \times \text{積立利率}$

ご契約の1年後から毎年お受け取りいただけます。年1回のお受け取りにかえて、分割でのお受け取りもできます。

・契約日の積立利率により、当初10年間の定期支払額が決まります。
・積立利率計算基準日(10年ごとの契約応当日)に積立利率が更改され、次の積立利率保証期間(10年)の定期支払額が決まります。

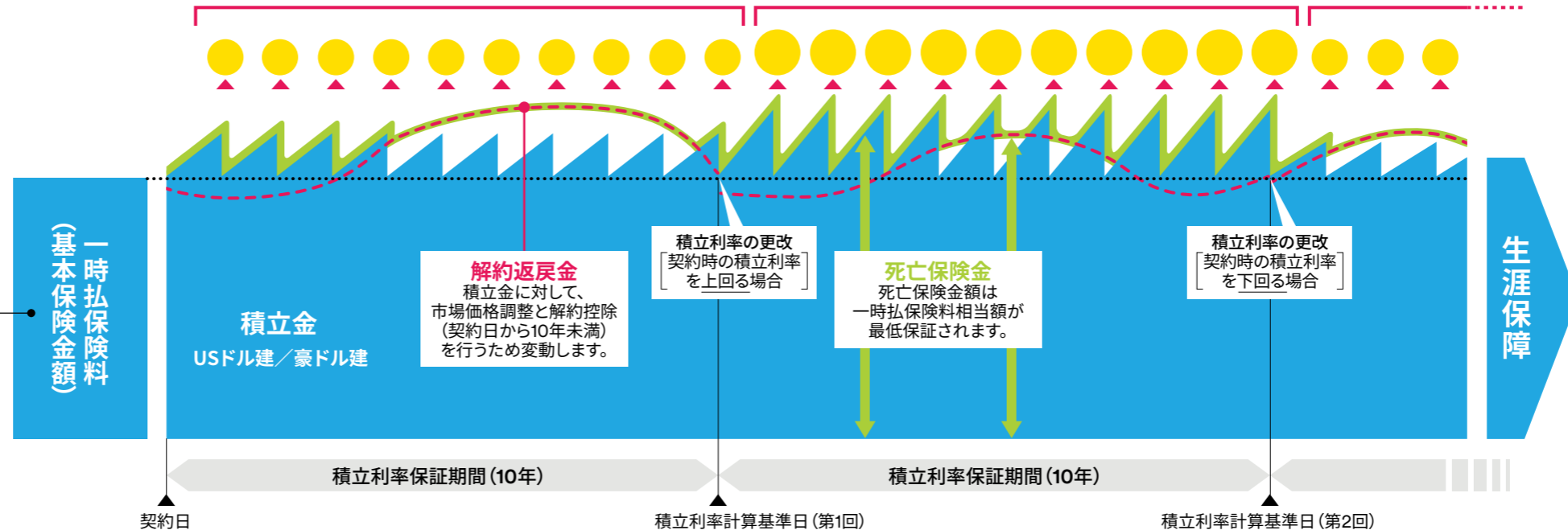
[イメージ図]

ご契約時に運用通貨を選べます。

USDドル 豪ドル

積立利率は運用通貨により異なります。

円での払い込みもできます。(保険料円入金特約)



- ・図はイメージ図であり、減額は考慮していません。また、積立利率・解約返戻金の推移を保証するものではありません。
- ・一時払保険料および定期支払金・死亡保険金などはすべて運用通貨建となります。
- ・定期支払金を円により支払う場合の特則や円支払特約を付加した場合、運用通貨建の定期支払金・死亡保険金などを円で受け取ることができますが、円での受取額は為替相場の影響を受けます(為替リスク)。



ご注意いただきたいポイント [詳しくは 9ページ](#)

- ・所定の費用・手数料がかかります。
- ・為替リスクがあります。
- ・解約返戻金額が一時払保険料を下回る場合があります、損失が生じるおそれがあります。

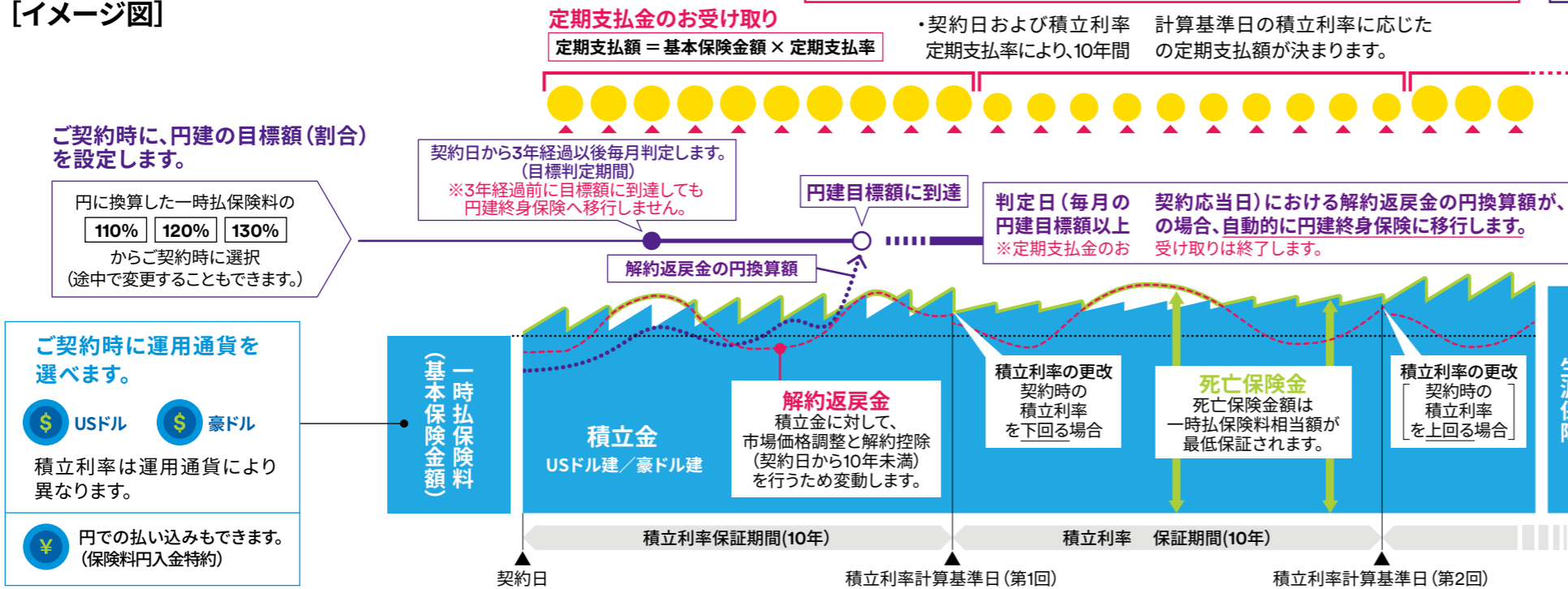
目標設定付定期支払コース・積立金増加コースのしくみ

目標設定付定期支払コース

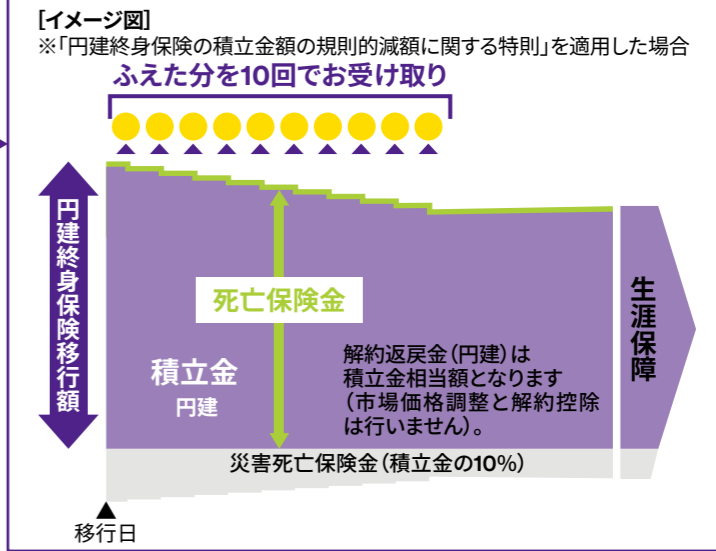
積立金定期支払特約(15)、円建終身保険移行特約(15)を付加したコースです

毎年自分で使う分と、将来のための資産運用を両立し、円建での資産確保を目指すハイブリッドタイプ

[イメージ図]



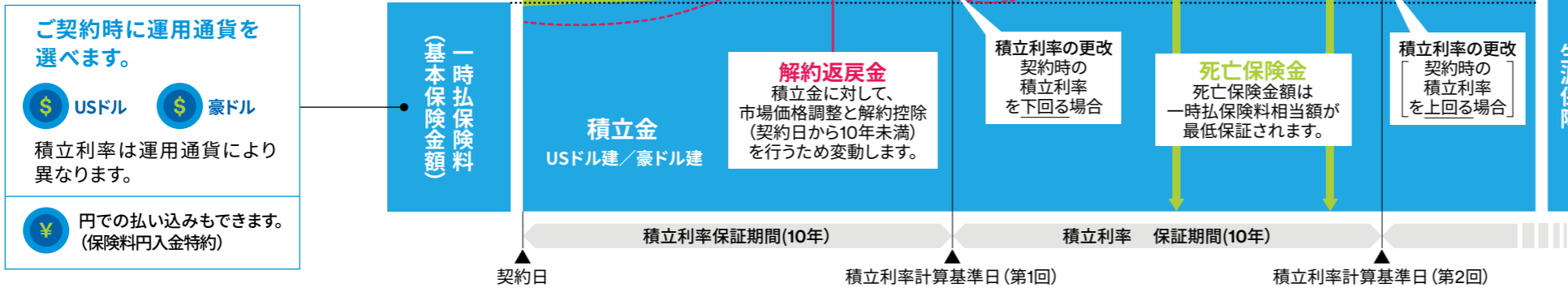
円建終身保険



積立金増加コース

ふえた分を使わず、より大きな運用成果を目指すストックタイプ

[イメージ図]



- 図はイメージ図であり、減額は考慮していません。また、積立利率・定期支払率・解約返戻金の推移を保証するものではありません。
- 一時払保険料および定期支払金・死亡保険金などは運用通貨建となります(円建終身保険に移行した場合の死亡保険金などは円建となります)。
- 定期支払金を円により支払う場合の特則や円支払特約を付加した場合、運用通貨建の定期支払金・死亡保険金などを円で受け取ることができますが、円での受取額は為替相場の影響を受けます(為替リスク)。

ご注意いただきたいポイント 詳しくは 9ページ

- ・所定の費用・手数料がかかります。
- ・為替リスクがあります。
- ・解約返戻金額が一時払保険料を下回る場合があり、損失が生じるおそれがあります。

定期支払金・目標設定・円建終身保険について

定期支払金について

定期支払コース

目標設定付定期支払コース

毎年の定期支払日に被保険者が生存されているとき、定期支払金をお支払いします。

支払開始日／ 毎年の支払日 (定期支払日)	ご契約の1年後の契約応当日／年単位の契約応当日 ※実際のお支払いは定期支払日の翌営業日以降となるため、定期支払日にはお受け取りいただけません。																							
受取人	契約者																							
1回(毎年)あたりの 定期支払額	<p>定期支払コース 定期支払額 = 基本保険金額 × 積立利率</p> <p>目標設定付定期支払コース 定期支払額 = 基本保険金額 × 定期支払率</p> <p>定期支払率は、次のとおり積立利率に応じて設定されます。</p> <table border="1"> <tr> <td>積立利率</td> <td>1.0%未満</td> <td>1.0%以上 1.5%未満</td> <td>1.5%以上 2.0%未満</td> <td>2.0%以上 2.5%未満</td> <td>2.5%以上 3.0%未満</td> <td>3.0%以上 3.5%未満</td> <td>3.5%以上</td> </tr> <tr> <td>定期支払率</td> <td>0.01%</td> <td>0.50%</td> <td>1.00%</td> <td>1.50%</td> <td>2.00%</td> <td>2.50%</td> <td>3.00%</td> </tr> </table> <p>※積立利率が年1.0%未満となった場合、目標設定付定期支払コースのお取り扱いを見合わせている場合があります。</p> <p>※積立利率計算基準日(契約日から10年ごとの契約応当日)に積立利率および定期支払率が更改されます。新しい積立利率保証期間(10年)の定期支払額は、積立利率計算基準日の積立利率または定期支払率で計算されます。</p> <p>※定期支払日が積立利率計算基準日と同日の場合には、更改前の積立利率または定期支払率で計算された定期支払額をお支払いします。</p>								積立利率	1.0%未満	1.0%以上 1.5%未満	1.5%以上 2.0%未満	2.0%以上 2.5%未満	2.5%以上 3.0%未満	3.0%以上 3.5%未満	3.5%以上	定期支払率	0.01%	0.50%	1.00%	1.50%	2.00%	2.50%	3.00%
	積立利率	1.0%未満	1.0%以上 1.5%未満	1.5%以上 2.0%未満	2.0%以上 2.5%未満	2.5%以上 3.0%未満	3.0%以上 3.5%未満	3.5%以上																
	定期支払率	0.01%	0.50%	1.00%	1.50%	2.00%	2.50%	3.00%																
	受取通貨と 1回あたりの 最低支払額	受取通貨		運用通貨または円(*)																				
		1回あたりの 最低支払額	運用通貨でのお受け取り		1,000USD/1,000豪ドル																			
		円でのお受け取り(*)		100USD相当額/100豪ドル相当額																				
定期支払金の 分割受取	<p>年2回・年4回・年6回・年12回の分割受取ができます。</p> <p>※支払日は半年、3ヵ月、2ヵ月または1ヵ月ごとの定期支払日の応当日となります。</p> <p>※1回あたりの最低支払額の条件を満たす必要があります。</p>																							
その他	<ul style="list-style-type: none"> 定期支払金に対して、市場価格調整と解約控除は行われません。 定期支払金をお受け取りにならずに、据え置くことはできません。 次の場合、定期支払金のお支払いは終了します。 <ol style="list-style-type: none"> ① 保険契約の消滅(ご契約を解約されたときや死亡保険金の支払事由が発生したとき) ② 円建終身保険へ移行(目標設定付定期支払コースの場合) 																							

目標設定について

目標設定付定期支払コース

解約返戻金(運用通貨建)を円に換算した金額が、設定された目標額(円建)に到達した場合に、自動的に円建終身保険に移行します。

目標額(割合)	以下から選択いただきます。 110%・120%・130%・300%(*) ※300%は目標額変更時にのみご指定いただけます。 ※円建終身保険移行前に限り、何回でも変更することができます。
円建目標額	円建目標額 = 円換算一時払保険料 × 契約者の指定した割合
円換算一時払保険料	円換算一時払保険料 = 一時払保険料 × 契約日の当社所定の為替レート (基準額計算為替レート) ※保険料円入金特約を付加して一時払保険料を円で払い込んだ場合は、その金額
目標判定期間	契約日から3年経過以後 ※目標判定期間の前に目標額に到達しても円建終身保険に移行しません。
円建終身保険への 移行の判定日	目標判定期間中の月単位の契約応当日
円建終身保険への 移行の判定	判定日の解約返戻金の円換算額 ≥ 円建目標額の場合に自動的に円建終身保険に移行します。 ※判定日が定期支払日の場合、定期支払金をお支払いした後の解約返戻金の円換算額で判定します。 ※円建終身保険移行の際に、事前の通知はありません。
解約返戻金の円換算額	解約返戻金の円換算額 = 解約返戻金額(運用通貨建) × 判定日の当社所定の為替レート (目標額計算為替レート)
円建終身保険移行額	判定日における解約返戻金の円換算額 ※円建終身保険移行後、契約者あてに通知を送付します。

円建終身保険について

目標設定付定期支払コース

被保険者が死亡されたときに保険金をお支払いする円建の終身保険です。

移行時の積立金	円建終身保険移行額 ※当社所定の利率で運用します(年0.03%を最低保証)。	
保障内容	パンフレット裏面 支払事由・支払額 の「死亡保険金」・「災害死亡保険金」をご覧ください。	
運用通貨/受取通貨	円	
円建終身保険の 積立金額の規則的 減額に関する特則	お支払いする金額 (年額)	(円建終身保険移行額 - 円換算一時払保険料) ÷ 10
	お支払いする期間 (回数)	特則の適用後最初に到来する年単位の契約応当日から、その日を含めて10回目の規則的減額日まで(全10回)
	<p>※円建終身保険に移行した場合に限り適用することができます。また、この特則は解約することもできますが、再度設定することはできません。</p> <p>※分割受取はできません。</p> <p>※円建終身保険移行後この特則適用前に積立金を減額した場合、同じ割合で規則的減額金額も減額されます。</p> <p>※特則の適用中に任意減額をされた場合、この特則は消滅し、以後の規則的減額は行われません。</p>	
解約・減額	<p>取り扱います。</p> <p>※市場価格調整と解約控除は行いません。</p> <p>※解約返戻金額は積立金相当額となります。</p> <p>※減額の場合、減額後の積立金額を200万円以上(1,000円単位)でご指定いただけます。</p>	

ご注意いただきたいポイント

所定の費用・手数料がかかります。

- 積立利率を計算する際には、最大1.54%の保険関係費用が控除されます。
- 通貨交換時には為替手数料がかかります。
また、外貨の払い込み・受け取りの際に各種手数料が必要となる場合があります。



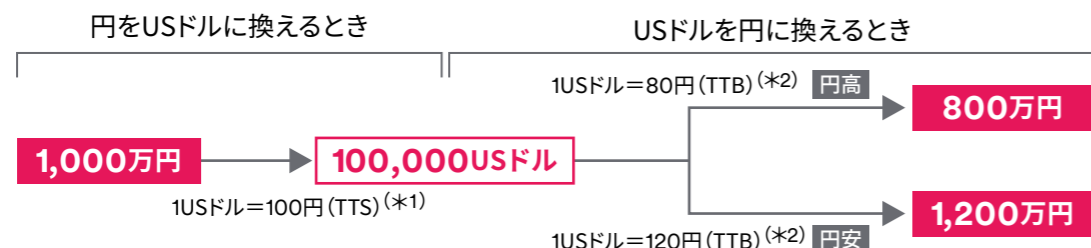
為替相場の変動リスクなどについて、動画でご確認いただけます。

<http://www.metlife.co.jp/products/fx/movie/>

為替リスクがあります。

- 為替相場の変動により、保険金などの受取時の円換算額が、一時払保険料や保険金などのご契約時の為替相場による円換算額を下回り、損失を生じるおそれがあります。
- 定期支払金を円貨で受け取る場合、毎年の定期支払日における当社所定の為替レートで円換算するため、円貨での受取額は変動します。

為替リスクの例



外国為替相場の仲値(TTM)に対して、TTS(*1)とTTB(*2)の間には所定の差が生じます。
*1 対顧客電信売相場(TTS)とは、お客さまが金融機関などから外貨を購入するときの一般的な為替レートです。
*2 対顧客電信買相場(TTB)とは、お客さまが金融機関などに外貨を売却するときの一般的な為替レートです。

解約返戻金額が一時払保険料を下回ることがあります。

- 解約返戻金額は、解約日・減額日の積立金額に「市場価格調整」「解約控除」を反映させた金額となります。ただし、解約日・減額日が積立利率計算基準日の場合、市場価格調整は行いません。積立利率計算基準日を迎える前に、積立利率の更改についてお知らせするご案内を送付します。
- 「市場価格調整」「解約控除」により、解約時・減額時の解約返戻金額が一時払保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

市場価格調整率

- 市場価格調整とは、解約返戻金の計算の際に、運用対象となっている資産(債券など)の価値を解約返戻金に反映させる手法です。市場価格調整率は経過期間や市場環境の変化などによって変動します。
なお、一般的に、債券の価値は、市場金利が高くなると下がり、市場金利が低くなると上がる性質があります。
- 市場価格調整により、この保険契約に適用されている積立利率が、「解約日・減額日に計算される積立利率+0.3%」より高いときは解約返戻金が増加し、低いときは減少します。
※契約日から10年未満で解約・減額される際には、経過年数に応じた解約控除がかかります(契約日から10年経過後は解約控除は行いません)。
- 積立利率保証期間の残余期間が長いほど、市場価格調整率の変動幅は大きくなる傾向にあります。また、積立利率保証期間の残余期間が短くなるにつれ、市場価格調整率の変動幅は小さくなる傾向があります。
- 市場価格調整率には上限および下限がありません。

解約控除率

- 契約日から10年未満で解約・減額される際には、経過年数に応じて下記の解約控除がかかります。

経過年数	1年未満	1年以上2年未満	2年以上3年未満	3年以上4年未満	4年以上5年未満	5年以上6年未満	6年以上7年未満	7年以上8年未満	8年以上9年未満	9年以上10年未満	10年以上
解約控除率	10.0%	9.0%	8.0%	7.0%	6.0%	5.0%	4.0%	3.0%	2.0%	1.0%	0%

生命保険を活用した相続対策

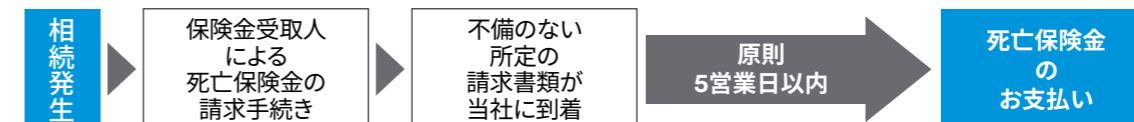
生命保険なら、スムーズに現金化できます。

保険金は受取人固有の財産なので、遺産分割協議を待つことなくスムーズに現金化することができます。(不備のない所定の請求書類が当社に到着後、原則5営業日以内に保険金を受け取れます。)

まとまった現金が必要になる場合

- 葬儀費用
- ご遺族の当面の生活費
- 納税資金(原則、相続発生後10ヵ月以内に現金で一括納付)

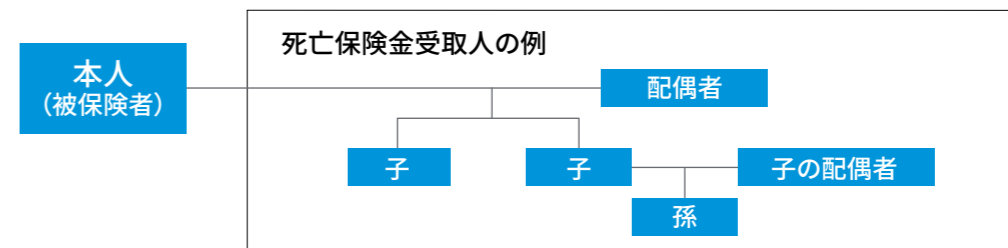
死亡保険金お支払いまでの流れ



生命保険なら、お金に名前をつけられます。

あらかじめ死亡保険金受取人や受取割合を指定することで、「誰に」「いくら」のこすのか、お金に名前をつけて決めておくことができます。のこすご本人の意思がきちんと反映されて、円満な遺産分割に役立ちます。のこされるご家族などへ感謝の気持ちをしっかり伝えることができます。

死亡保険金受取人には、被保険者の配偶者、被保険者の子の配偶者、被保険者の3親等以内の親族の方を指定できます。



死亡保険金には相続税の非課税枠があります。

契約者と被保険者が同一で、死亡保険金受取人が相続人の場合、死亡保険金には「生命保険金の非課税枠(相続税法第12条)」を活用できる場合があります。

相続税法第12条
「保険金の非課税限度額」

500万円×法定相続人数(*)

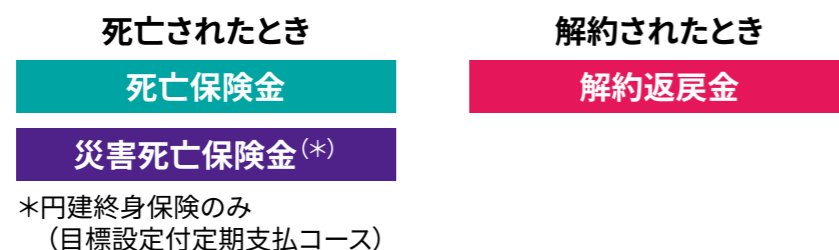
*相続放棄をした人も含みます。

※「保険金の非課税限度額」が適用されるためには、所定の条件を満たす必要があります。

- 外貨建の生命保険の場合、保険料のお支払い・保険金などのお受け取りなどは外貨建となります。為替相場の変動により、保険金などの受取時の円換算額が一時払保険料や保険金などの契約時の為替相場による円換算額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。
- 税法上のお取り扱いとは2017年11月現在の税制に基づいており、将来変更されることがありますので、詳しくは所轄の税務署などにご確認ください。

Q. 死亡保険金や解約返戻金の受け取りについて詳しく知りたい。

A. お受け取りいただける保険金など



お受け取りの際の通貨

運用通貨でのお受け取りとなりますが、「円支払特約」を付加することで円でお受け取りいただくこともできます。

※円建終身保険の死亡保険金などは円でお受け取りとなります(目標設定付定期支払コース)。



お受け取りの方法

死亡保険金および災害死亡保険金は、まとめてお受け取りいただく方法(一括受取)のほか、特約を付加することで年金でお受け取りいただくこともできます。

解約返戻金は、まとめてお受け取りいただく方法のみとなります。



Q. 運用通貨の変更や、コースの変更はできますか？

A. いいえ、どちらもできません。

ご契約時にお選びいただいた運用通貨(USDまたは豪ドル)およびコースは、途中でほかの通貨やコースに変更することはできません。



Q. 積立利率について詳しく知りたい。

A. 「積立利率」とは、積立金に付利する利率のことをいいます。

・契約日の積立利率は以下のように計算します。

$$\text{積立利率} = \left(\begin{array}{l} \text{指標金利の平均値の}-1.0\% \sim +1.0\% \\ \text{の範囲内で当社が定めた利率} \end{array} \right) - \text{保険関係費用}$$

積立利率を計算する際の指標金利は通貨により異なります。
※指標金利とは、積立利率の計算の基礎となるもので、当社が指定した金融機関であるエフティーエス・イー・ジャパン・リミテッドから提供される債券インデックスを構成する米ドル建・豪ドル建公社債のうち、前月末における残存期間が9年以上11年以下の債券(以下、「適合債券」といいます)の利回りを、各適合債券の調整後価額に応じて加重平均した利率です。
 調整後価額とは、前月末における各適合債券の時価相当額を、次に定める条件を満たすよう調整した価額とします。

- ・米ドル建: 公債(国際機関債および政府機関債を含みます)に属する債券における時価相当額の総額の割合が25%、その他の債券における時価相当額の総額の割合が75%であること
- ・豪ドル建: 国債に属する債券における時価相当額の総額の割合が60%、その他の債券における時価相当額の総額の割合が40%であること

- ・積立利率は、毎月1日と16日に設定されます。契約日時点で設定されている積立利率が、契約後最初に到来する積立利率計算基準日の前日まで(積立利率保証期間:10年)適用されます。また、契約後の積立利率は、10年ごとの年単位の契約応当日に更改されます。更改された積立利率は、積立利率保証期間中(10年)は変更されることはありません。
- ・積立利率は、年0.01%が最低保証されます。
- ・更改した積立利率は契約者にお知らせします。
- ・積立利率については、下記にてご確認ください。
 メットライフ生命ホームページ <http://www.metlife.co.jp/products/products.html>

Q. 一時払保険料は、円で入金することはできますか？

A. はい、できます。

- ・「保険料円入金特約」を付加することで、運用通貨建(USDまたは豪ドル)の保険料を円で払い込むことができます。
- ・保険料を円で払い込むには、次の2つの方法があります。

- ① 運用通貨建の保険料をもとに計算する方法
 運用通貨建の保険料を、円に換算した金額(保険料円換算額)により払い込む方法です。
- ② 円建の保険料をもとに計算する方法(円ぴったり入金)
 払い込まれた円建の保険料相当額(保険料円払込額)をもとに運用通貨建の保険料を計算し、保険料として充当する方法です。

- ・運用通貨の一部分のみを円で払い込むことはできません。

日々の健康や治療時のサポートなど、幅広いサービスをご用意

メットライフクラブは、メットライフ生命の保険にご契約されているお客さまを対象として、各種サービスをご提供するものです。
商品付帯サービスと会員登録制サービスで構成されています。詳しくは「ご利用にあたっての注意事項」をご覧ください。

商品付帯サービス

<p>健康生活ダイアル24</p>	<p>無料</p> <p>日々の健康にかかわる不安や悩みを、医師や保健師、看護師などの専門スタッフが24時間365日年中無休でサポート。ご相談の内容に合わせて医療機関情報も提供します。</p> <p>こんな悩みに 健康や医療について知りたい／介護・育児の相談がしたい 心の悩みを聞いてほしい</p> <p>ご利用いただける方 被保険者および一親等以内のご家族</p>
<p>セカンドオピニオンサービス</p>	<p>無料</p> <p>納得できる治療方法を選択するために、総合相談医に今後の治療方針について意見（セカンドオピニオン）を聞くことができます。また、面談でのセカンドオピニオンを受けられた場合、総合相談医の判断によっては優秀専門臨床医を紹介します。</p> <p>こんな悩みに 最適な治療方法を知りたい／主治医以外の意見が聞きたい</p> <p>ご利用いただける方 被保険者</p>
<p>ベストホスピタルネットワーク／ 受診手配・紹介サービス</p>	<p>無料</p> <p>主治医のもとでは対応できないなどの一定の条件を満たす場合、ベストホスピタルネットワークに登録されている、専門分野の医師が在籍している医療機関での受診・治療を手配・紹介します。</p> <p>こんな悩みに 専門的な治療が必要になり、 主治医のもとでは対応できないと言われてしまった</p> <p>ご利用いただける方 被保険者</p>
<p>ガン総合サポートサービス</p>	<p>無料</p> <p>ガンに関するさまざまな質問や相談に応じる総合的なサービスです。</p> <p>ご利用いただける方 被保険者</p>

ご利用にあたっての注意事項

商品付帯サービス

「健康生活ダイアル24」「セカンドオピニオンサービス」「ベストホスピタルネットワーク／受診手配・紹介サービス」「入院サポートサービス」「ガン総合サポートサービス」「糖尿病総合サポートサービス」「メンタルヘルスサポートサービス」について

●これらのサービスは2017年11月現在のものであり、将来予告なく変更もしくは中止される場合があります。●これらのサービスは対象のご契約が有効の期間中ご利用いただけます。●サービスをご利用の際には諸条件があり、ご要望に沿えない場合があります。●サービスにより生じた損害・損失についてはメットライフ生命では責任を負いません。

「健康生活ダイアル24」「セカンドオピニオンサービス」「ベストホスピタルネットワーク／受診手配・紹介サービス」「ガン総合サポートサービス」「糖尿病総合サポートサービス」「メンタルヘルスサポートサービス」について
●これらのサービスは、ティーベック(株)が提供します。いずれも保険契約による保障とは異なります。●ご相談者の状況や相談内容により、ご相談を停止・制限させていただく場合があります。

「セカンドオピニオンサービス」について
●セカンドオピニオンサービスは、病名が判明している場合に限り実施可能です。また、すでに終了している治療についてのご相談は受けられません。●入院や転院したい医療機関をご紹介するサービスではありません。●救急に関するご依頼は受けられません。●サービスを受けるために

る交通費などの経費、紹介された医療機関での診療にかかる費用は自己負担となります。●医療過誤、裁判係争中の問題、および交通事故に起因する傷病に関するご相談は受けられません。●日常的にみられる傷病の治療で専門性を必要としないご相談は受けられません。●美容外科、心療内科、精神科、歯科および口腔外科などは対象外です。●医師の指定はできません。●利用対象者が入院中の場合、代理としてそのご家族がセカンドオピニオンサービスをご利用になれます(被保険者の同意書が必要です)。その場合、優秀専門臨床医の紹介は行いません。

面談での「セカンドオピニオンサービス」について
●地域、担当医の指定はできません。なお、総合相談医との面談場所はティーベック(株)の指定した地域・場所となります。●総合相談医との面談の際は、診察関連資料(診療情報提供書、検査データなど)をご利用者にてご用意ください。●「面談によるセカンドオピニオンサービス」と「ガン総合サポートサービス」は両方のサービスを通じて同一の病名でのご利用は年に1回となります。

電話での「セカンドオピニオンサービス」について
●電話でのセカンドオピニオンサービスでは、優秀専門臨床医の紹介はありません。●診療科目、病症などおよびご相談の内容によっては、一部、携帯電話でのご利用をお断りする場合や、電話でのお断りにはお応えできない場合もあります。●電話でのセカンドオピニオンサービスをご利用

これらは、メットライフ生命が提携する各サービス会社が提供します。いずれも保険契約による保障とは異なります。

<p>糖尿病総合サポートサービス</p>	<p>無料</p> <p>糖尿病で治療中の方、未受診の方、治療を中断されている方などが、適切な治療を受けられるようにサポートするサービスです。</p> <p>ご利用いただける方 被保険者</p>
<p>メンタルヘルスサポートサービス</p>	<p>無料</p> <p>精神的な悩みやこころの問題について、電話や面談によるカウンセリングを受けられるサービスです。</p> <p>ご利用いただける方 被保険者</p>
<p>入院サポートサービス</p>	<p>入院治療に専念できるようにご家族の生活をサポートするサービスをご紹介します。</p> <p>ご利用いただける方 契約者・被保険者およびそれぞれの一親等以内のご家族 (入院に際してのご利用を対象とします)</p>

会員登録制サービス

<p>優待・割引・特典サービス</p>	<p>会員登録制の優待・割引・特典サービスです。 ・国内外のリゾートホテルや旅館、レジャー施設などをお得な価格で。 ・育児・介護などのケアサービスもあしんサポート。</p> <p>ご利用いただける方 契約者・被保険者および登録された同居一親等以内のご家族</p>
----------------------------	--

会員登録制サービス[優待・割引・特典サービス]

●事前に会員登録が必要となるサービスがあります。●これらのサービスは2017年11月現在のものであり、将来予告なく変更もしくは中止される場合があります。また、提携サービス・提携施設などのサービス内容、料金、割引率、所在地などは、将来予告なく変更される場合があります。●メットライフクラブの会員となるためには、メットライフ生命の有効な保険契約にご加入いただいている必要があります。●メットライフクラブへの会員登録には所定の日数を要します。●これらのサービスは、(株)リロクラブおよびメットライフ生命が提携する各サービス会社が提供します。いずれも保険契約による保障とは異なります。●原則として、申込時に登録いただいたご家族(契約者・被保険者それぞれの同居一親等以内のご家族)もご利用いただけますが、サービス内容によっては、ご利用の対象者が異なる場合がありますので、ご利用の際はあらかじめご確認ください。●サービスについての詳細は、メットライフクラブのホームページでご確認ください。

の際にも、「利用申込書」などのお手続きが必要であり、病症などやご相談の内容によっては、診察関連資料をご用意いただく場合もあります。

「ベストホスピタルネットワーク／受診手配・紹介サービス」について
●受診手配・紹介サービスは、疾患の内容に応じてティーベック(株)が適当と判断した場合に限り、ティーベック(株)が指定する医療機関への受診・治療を手配・紹介するもので、希望すれば受けられるものではありません。また、同一病名でのご利用は1回までとなります。

「メンタルヘルスサポートサービス」について
●無料での面談は年間3回(1回50分)までとなります。

「入院サポートサービス」について
●このサービスは、メットライフ生命が提携する各サービス会社が提供します。保険契約による保障とは異なります。●サービスに利用料金が生じる場合はご利用者のご負担となります。●地域によってはご利用いただけないサービスがあります。

ぜひ、ご一読ください。規約のいろいろ。

契約年齢

契約者	0歳～満100歳
被保険者	0歳～満80歳

保険料払込方法

一時払(当社指定口座へのお振り込み)

※取扱者が現金をお預かりすることはありません。

お申し込みいただける一時払保険料(基本保険金額)

	USD建	豪ドル建
最低金額	2万USDドル	2万豪ドル
	※保険料円入金特約(円びったり入金)付加の場合、保険料円払込最低額は200万円(10万円単位) ※定期支払コース、目標設定付定期支払コースは上記に加え、定期支払額が、1回あたりの最低支払額以上	
最高金額	5億円相当額(1契約あたり)	
	※当社所定の通算為替レートを用いて円換算します。 ※別途、通算限度があります。詳しくはお問い合わせください。 ※通算基本保険金額が5億円を超える場合、健康状態に関する告知が必要になります。	
単位	100USDドル	100豪ドル

支払事由・支払額

保険金などの種類(受取人)	支払事由	支払額
死亡保険金(死亡保険金受取人)	被保険者が死亡されたとき	死亡日における次のいずれか大きい金額 ①積立金相当額 ②解約返戻金相当額 円建終身保険移行後 死亡日における円建終身保険の積立金相当額
円建終身保険移行後 災害死亡保険金(死亡保険金受取人)	被保険者が移行日以後に発生した不慮の事故の日からその日を含めて180日以内に死亡されたとき、または移行日以後に発病した所定の感染症により死亡されたとき	死亡日における円建終身保険の積立金の10%相当額
定期支払金(契約者)	契約日後に到来する年単位の契約応当日(定期支払日)に被保険者が生存しているとき	定期支払コース 基本保険金額 × 積立利率 目標設定付定期支払コース 基本保険金額 × 定期支払率

この保険に高度障害保険金はありません。

配当金

この保険に契約者配当はありません。

お申し込みにあたっては、「ご契約に際しての重要事項(契約概要・注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

詳しくは、当商品の取扱資格を持った当社コンサルタント社員または募集代理店までご相談ください。

■お問い合わせ先/担当者

■引受保険会社



メットライフ生命保険株式会社
〒102-8525 東京都千代田区紀尾井町1-3
www.metlife.co.jp